

## 丸山町会 慶弔規程

### 第1条【目的】

丸山町会は、運営細則第36条（慶弔規程）5項に基づき、以下の規定を定めます。

### 第2条【出産祝い金】

会員世帯に於いて新生児が誕生したときは、お祝い金として10,000円を贈呈します。

### 第3条【入学祝い金】

会員世帯に於いて小学校に新入学されたご家族に、お祝い金として10,000円を贈呈します。

### 第4条【出産祝い金、入学祝い金の手続き】

- 1) 該当者のいる会員世帯の所属する組長は、会員の申請にもとづいて次の手続きをしてください。手続きに当たって、「出産祝い届」には「母子手帳」のコピー、「入学祝い届」には「入学通知書」のコピーを必ず添付してください。ただし、入学祝い金の申請期間は、4月1日から5月31日とさせていただきます。
- 2) 組長は、申請書内容を確認し班長にお渡しください。班長は町会事務所へ提出し、お祝い金を受け取って、組長にお渡しください。組長は、申請者にお渡しください。

### 第5条【弔慰金・見舞金と手続】

- 1) 本会会員が死亡した時は、弔慰金5,000円をお渡しします。  
手続き：当該組長は班長へ連絡し、班長は、本会が別に定める「訃報届」へ必要事項を記載の上、町会事務所へ提出して、弔慰金5,000円を受領し、組長にお渡しください。  
組長は、町会を代表して弔慰金を贈ってください。香典返しなどがあった場合は、町会事務所に届けることなく、班・組で受け取ってください。
- 2) 本会会員が、町会の管理する施設又は事業に於いて負傷し、1ヶ月以上入院又は自宅療養を要した時は、見舞金5,000円をお渡しします。  
該当者または役員は、「見舞届」に必要事項を記し、見舞金5,000円をお届けします。
- 3) 役員並びに委員が、在任中死亡した時は、弔電を送る事が出来ます。
- 4) 元役員が死亡した時は、会長の指示により弔電を送る事が出来ます。

#### 第6条【退任記念品】

役員並びに委員が退任した時は、退任記念品を贈呈します。

- 1) 役員の場合、1,000 円に在籍年数を乗じた金額を記念品として贈呈する。
- 2) 委員の場合、500 円に在籍年数を乗じた金額を記念品として贈呈する。

#### 第7条【申請書類の破棄】

慶弔規程に使用した申請書類は、丸山町会の「個人情報取り扱い規程」にもとづき、会長の立会のもと、適正に廃棄します。

付則

本 慶弔規程は、2024年4月1日から施行する。